

新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活

沼津工業高等専門学校

R2. 6.19 Ver.1

R2. 7. 7 Ver.2

R2.9.16 Ver.3

R2.10.15 Ver.4

R3.4.7 Ver.5

I. 家庭や下宿先での体調管理について

- (1) 学生は毎朝体温を測定し、健康記録表に健康状態と一緒に記録する。登校以外の外出も、健康記録表に記録する。健康記録表はいつでも提出できるように保管する。
- (2) 発熱や風邪の症状がある場合は登校せず、教務係に連絡する。受診する場合は最寄りの発熱等受診相談センターに相談する。
- (3) 37.5℃以上に発熱した場合は、医療機関で受診し、学校に登校することができる旨の証明書（診断書等）を取得したのち、もしくは、発熱後 14 日間経過し、かつ平熱となっている場合に登校可能とする。
- (4) PCR 検査により新型コロナウイルスの感染状況（陰性の場合も含む）が判明した場合は、本校の「新型コロナ連絡窓口」（055-926-5801, covid-19@numazu-ct.ac.jp）に連絡する。
- (5) 家族等の同居者が陽性と判断されたり、濃厚接触者となったりした場合は、本校の「新型コロナ連絡窓口」（055-926-5801, covid-19@numazu-ct.ac.jp）に連絡する。
- (6) 免疫力を低下させないように、規則正しい生活と栄養バランスのよい食事を心がけ、十分な睡眠時間（7 時間以上が望ましい）を確保する。

II. 通学について

- (1) 可能な範囲で、公共交通機関をなるべく使用しない通学方法を検討する。保護者による送迎も可能である。
- (2) 通学中もマスクの使用が好ましい。ただし熱中症の危険があるため、気候や自身の体調を考慮して着用を判断する。
- (3) 下校時は不必要な寄り道はせずに速やかに帰宅する。

III. 学内での生活について

- (1) 石けんを用いてこまめに手のひらだけでなく、手の甲、指の間、爪の先、手首をよく洗う。
- (2) トイレは密にならないように利用する。定員以上の場合は廊下も利用して 1 m 以上の距離をとりながら待つ。また洋式トイレで水を流す際には、水の飛散を防ぐためにふたをしてから流す。
- (3) 他の通行者と接触しないように廊下は右側通行で利用する。不特定者からの接触感染を防ぐため、他の教室へは入らない。
- (4) 大声での挨拶等は控える。
- (5) 原則自分の出したゴミは持ち帰る。
- (6) 3 密の状態とボタン類の接触を避けるため、エレベーターの使用については身体的に問題がない場合や重い荷物がない場合には控える。

- (7) 校内においてもマスクの着用を原則とし、予備のマスクも一つ用意する。ただしマスク着用時は熱中症を起こしやすいため、気候や自分の体調にあわせて判断する。マスクを着用しない時は、近距離で話さないようにする。
- (8) 低学年講義棟廊下や図書館1階などに設置されている長いすは、間隔を空けて利用する。長いすにはソーシャルディスタンスを呼びかける札を置いてある。尚友会館1階や学習サポートセンターに置いてある椅子は、数を減らしている。尚友会館1階に設置されている就職関係の資料が置かれているラウンジは密閉環境になりやすいため施設は閉鎖してある。使用する場合は学生係に申し出る。
- (9) 学生課の窓口には、飛沫感染防止用の透明シートが設置されている。窓口を他の学生が利用している場合は示されている経路やマークに従い、間隔を空けて順番を待つ。
- (10) 下校時間は、原則17時とする。ただし9, 10時間目に授業のある学生や課外活動に参加する学生の下校時間は18時、体育館を前半と後半に分けて活動する場合の後半の課外活動に参加する学生、図書館を利用する学生、卒業研究、専攻科研究実施の場合の下校時間は19時30分とする。(寮生は別途寮務主事の連絡に従う)
- (11) クラブ・同好会の活動については、「新型コロナウイルス感染症予防対策下でのクラブ・同好会活動について」に定める。

IV. 昼食について

- (1) 食事の前に、石けんを用いた手洗いを入念におこなう。
- (2) 食事中は黙食とし、マスクなしの会話は控える。
- (3) 学生食堂については、座席を通常時より減らし、テーブルに飛散防止パネルを設けている。混雑している場合は空いてから利用する。食券の購入にあたっては密にならないように示されている印に従い、間隔を空けて順番を待つ。出入り口についても指示されている経路に従う。
- (4) 教室で弁当などを食べる場合は、机の配置を変えずに自分の席で前を向いて食べる。食べ残しは持ち帰る。

V. 図書館の利用について

- (1) 図書館の利用については、「新型コロナウイルス（COVID-19）影響下の図書館開館方法について」に定める。

VI. 学生が学校で体調不良になった場合の対応

学生は、教室などに設置されている内線電話を用いて、保健室（内線 5729）に連絡し、指示に従う。

学生に風邪のような症状が見られる場合は、保健室は学生から保護者に迎えに来るように

連絡をさせた上で、待機室（学生共用室 1、学生共用室 2、学生生活支援室など）に行くように指示する。学生は原則、保護者の迎えによって下校する。ただし保護者の了解が得られた場合や、保護者に連絡がつかない場合は、学生一人での下校を許可する場合がある。

待機室には Web カメラ、体温計など一時待機に必要な設備や物品を備える。また学生の使用後はアルコールを用いた消毒を行い、次の利用に備える。

VII. 家庭や下宿先での生活について

- (1) 密の状態を避けるため、自宅や下宿に多人数(1 m 以上の距離を確保できない人数)で集まることを避ける。
- (2) 外出については、居住地域の警戒レベルに応じた実施方針に従う。静岡県では毎週金曜日に警戒レベルが発表され、web ページで公開される。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>

VIII. 学生の個々の事情に配慮した対応について

- (1) 担任はクラスの学生に適宜声かけや面談を行い、必要に応じて学生生活支援室（カウンセラー、ソーシャルワーカー、精神科医などの専門スタッフ含む）と連携する。
- (2) 学生は教員に電話、メール、Teams のチャットなどを用いて、平日 8:30～17:00 であればいつでも相談できる。教員は学生からの相談を受けたら親身に対応し、必要に応じて学生生活支援室とも連携する。
- (3) 学校以外に相談したい学生のために、KOSEN 健康相談室への電話相談についても学生に周知する。

KOSEN 健康相談室 0800-000-2228 (24 時間・無料)

- (4) 登校できない学生、感染リスクの高い地域など、学生を取り巻く状況が個々それぞれ異なることを鑑み、それらによる偏見が教職員はもちろん学生間でも生じないように十分に配慮する。
- (5) 経済的な問題については、ソーシャルワーカーに相談できる体制を整える。家計急変への支援や奨学金については本校 Web ページで案内する。